

使用区分		使用時間	8 : 30 ~	12 : 00 ~	17 : 00 ~	8 : 30 ~	12 : 00 ~	8 : 30 ~	超過料金 (1時間までごとに)
			12 : 00	17 : 00	22 : 00	17 : 00	22 : 00	22 : 00	
ホール	A 入場料等を徴収しないとき	平日	円	円	円	円	円	円	円
		休日	6,440	20,400	21,720	25,510	40,020	43,710	6,510
	B 入場料等を徴収するとき	平日	10,300	32,640	34,750	40,810	64,030	69,930	10,420
		休日	14,320	36,840	42,960	48,600	75,820	84,720	12,880
	準備・撤去・リハーサル	平日	5,790	18,360	19,540	22,950	36,010	39,330	5,860
		休日	8,050	20,720	24,160	27,340	42,650	47,650	7,240
東側楽屋		平日	1,050	1,500	1,500	2,420	2,850	3,640	450
		休日	1,260	1,800	1,800	2,900	3,420	4,360	540
冷暖房設備	ホール	1式	16,700	23,030	23,030	37,740	43,750	56,490	6,900
	東側楽屋	1式	1,050	1,500	1,500	2,420	2,850	3,640	450
音響設備	基本	1式	5,120	5,120	5,120	10,250	10,250	15,380	1,530
	2点吊りマイク装置	1式	900	900	900	1,800	1,800	2,700	270
	マイク (ワイヤレス)	1本	700	700	700	1,400	1,400	2,100	210
	マイク	1本	500	500	500	1,000	1,000	1,500	—
	移動型スピーカー	1対	700	700	700	1,400	1,400	2,100	210
	照明設備	基本	1式	8,950	8,950	8,950	17,900	17,900	26,850
	準備・撤去・リハーサル	1式	8,050	8,050	8,050	16,110	16,110	24,160	2,410
	プロセニアムライト	1式	500	500	500	1,000	1,000	1,500	—
	フロントサイドスポットライト	1式	900	900	900	1,800	1,800	2,700	270
	ボーダーライト	1列	400	400	400	800	800	1,200	—
	サスペンションライト	1列	500	500	500	1,000	1,000	1,500	—
	アッパーホリゾンライト	1列	1,200	1,200	1,200	2,400	2,400	3,600	360
	ローアホリゾンライト	1列	800	800	800	1,600	1,600	2,400	240
	サイドスポットライト	1対	500	500	500	1,000	1,000	1,500	—
	移動式スポットライト	1台	300	300	300	600	600	900	—
	フォロースポットライト	1台	700	700	700	1,400	1,400	2,100	210
ピアノ	1式	9,960	9,960	9,960	19,920	19,920	29,880	—	
所作台	1式	6,260	6,260	6,260	12,520	12,520	18,780	—	
金屏風	1双	2,440	2,440	2,440	4,880	4,880	7,320	—	
平台	1式	1,270	1,270	1,270	2,540	2,540	3,810	—	
スクリーン	1基	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	3,000	—	
指揮者台	1台	300	300	300	600	600	900	—	
指揮者用譜面台	1台	200	200	200	400	400	600	—	
持ち込み器具用コンセント	1口	200	200	200	400	400	600	—	
白布	1枚	530	530	530	1,060	1,060	1,590	—	

備考

- 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 「使用時間」には、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 超過料金は、使用時間の定めのない時間に使用する場合に適用する。
- 500円以上の入場料等を徴収する場合には、Bの区分の使用料の倍額とする。
- ホール及び照明設備の準備・撤去・リハーサルの区分は、当日以外に使用するときには適用する。
- ホール使用料(Bの区分に該当するときを除く。)は、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、所定料金の8割増とする。
- ホワイエのみを使用するときは、ホール使用料の8割とする。ただし、商品の展示又は営業の宣伝その他これに類する目的に使用する場合には、ホワイエのみを使用する場合のホール使用料の8割増とする。
- ホワイエのみを使用するときの冷暖房設備使用料は、ホールの区分の使用料と同額とする。
- 音響設備の基本の使用料には、マイク3本の使用料を含む。
- 照明設備の基本の使用料には、ボーダーライト1列及びサスペンションライト1列の使用料を含む。
- 各使用料において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。